

第3次小牧市地域福祉活動計画

(案)

平成29年2月

小牧市社会福祉協議会

< 目 次 >

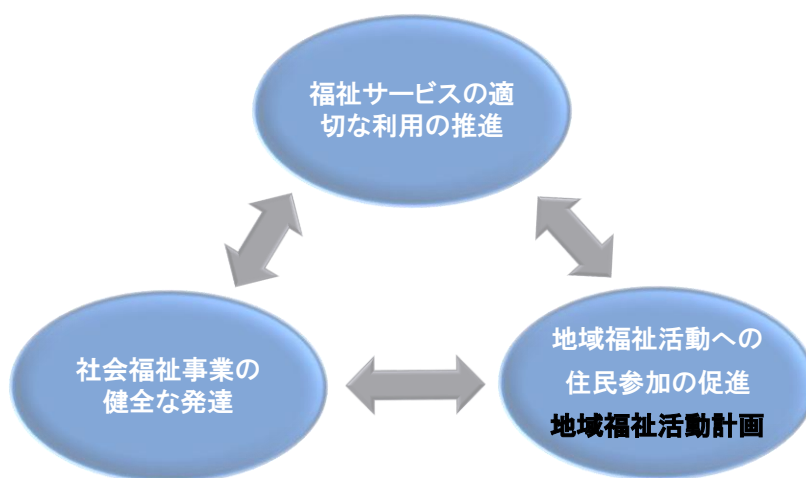
1.	基本的な考え方	1
2.	地域福祉活動計画の体系図	2
	重点事業 1 福祉教育を通じた人材育成の充実	3
	重点事業 2 支援を必要とする人を支えるネットワークの構築	6
	重点事業 3 地域住民のネットワークを支える体制づくり	9
	重点事業 4 地域見守り活動の充実	12
	重点事業 5 災害時に備えた支援活動の充実	16

1. 基本的な考え方

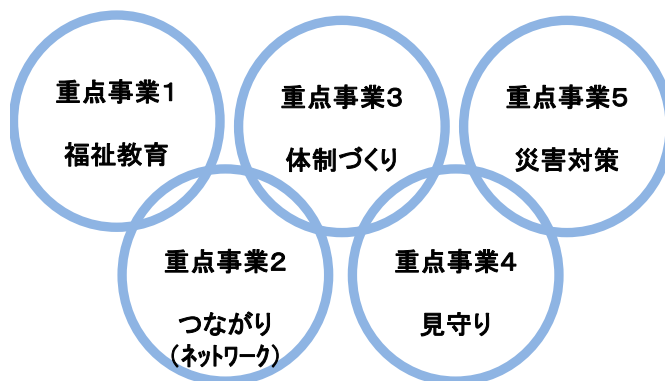
地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会が策定する計画です。

地域福祉の推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実現・実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、車の両輪であるといえます。

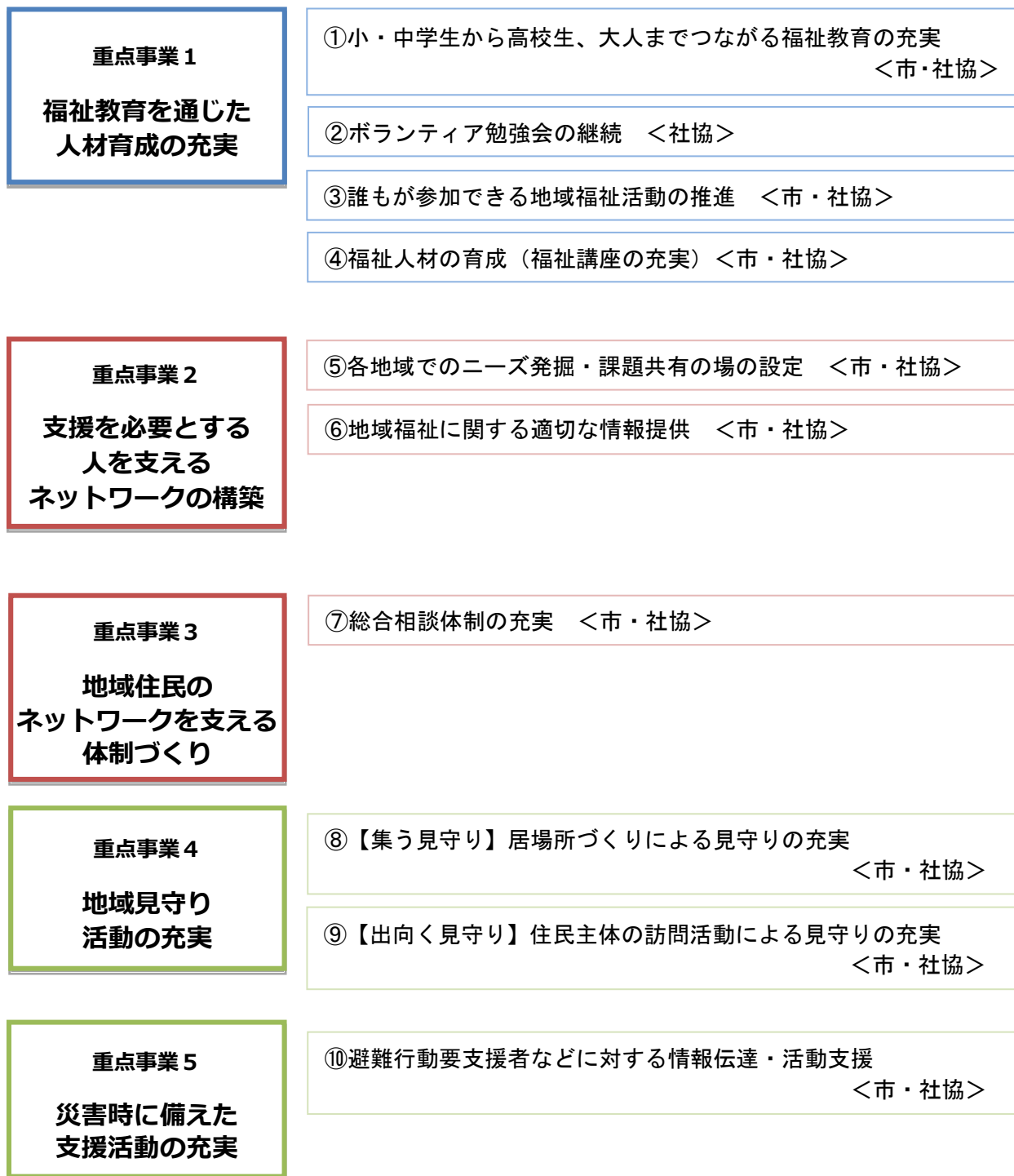
本市の「第3次小牧市地域福祉活動計画」では、「地域福祉計画」に掲げる施策、事業のなかで、計画期間内に特に優先的かつ重点的に推進すべき取り組みを設定し、『重点事業』として位置付けました。『重点事業』は、さまざまな施策・事業が複合的に関わる横断的な取り組みであり、相互に連携をもたせながら推進することを考えています。



「第3次小牧市地域福祉活動計画」では、5つの重点事業を掲げていますが、各事業を単独で推進するのではなく、それぞれの事業が連携しながら推進することが重要です。そこで、5つの重点事業を、地域住民とともに、一体的に推進することとします。



2. 地域福祉活動計画の体系図



地域福祉計画の基本目標 1 では、地域福祉の担い手づくりが盛り込まれています。

社会福祉協議会は、これまでも、児童・生徒に対する福祉教育やさまざまなボランティア養成講座などを開催しています。また、市内では数多くのボランティアが活動を行っています。

こうした取組を通して少しずつ住民の意識や関心は高まっていますが、地域課題が複雑・多様化する中で、現在活動しているボランティアの方々の高齢化や固定化が進んでおり、新たな人材育成が急務となっています。そのため、福祉教育を通じて、地域福祉への関心をより高めていくとともに、新たな担い手の発掘と育成を推進します。

地域（住民） は、

- ・地域のつながりを大事にすること
- ・地域、学校等の行事に、積極的に参加すること
- ・ボランティア活動に理解を示し、困ったことを気軽に言える地域をつくること

などが大切であると感じており、それぞれの地域で、これらの実現に向けて話し合うなかで、自ら決定していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会は、

- ・子どもから大人まで、地域福祉や地域福祉活動に関心を持っていただけるよう工夫します
- ・ボランティアの勉強会を開催し、活動の継続支援や活動する人のスキルアップを図ります

など、地域福祉活動が円滑に行われるよう、新たな担い手の発掘と育成、コーディネートや活動支援を行います。

市は、

- ・地域住民が、地域福祉や地域福祉活動を学んだり、実践できる機会の充実に努めます
- ・専門的な知識や、専門機関と連携し、福祉教育の充実に向けた支援を行います

など、地域福祉への関心を高めるために支援を行います。

① 小・中学生から高校生、大人までつながる福祉教育の充実 <市・社協>

子どものころから、さまざまな人との交流や体験等を通じて福祉について考える機会を持つことは、地域福祉に対する理解を深めるためにもとても重要です。そのため、福祉体験*¹¹だけでなく、各世代に応じて、一緒に行事に参加したり、障がい者スポーツ等を経験するなど、楽しく一緒にお互いのことを理解できる機会を増やし、小学生・中学生、高校生、大人へと福祉への関心を高めていくことができるプログラムを学校や関係機関と連携を図りながら進めていきます。

また、本市の各中学校にあるジュニア奉仕団についても、中学生のころは積極的に活動していても、卒業後にボランティア活動等に参加する機会が少なくなっています。一方で、中学生の意識調査では、地域の一員として積極的に活動したいと考えている人が多いことから、ジュニア奉仕団の卒団生等で組織されたボランティア団体である「ココボラ」の魅力高め、メンバー募集を更に推進するとともに、地域の団体等と連携を図りながら、児童・生徒が気軽に地域活動に参加できる機会を増やし、次代の担い手になっていけるよう、支援を行います。

<p>【小学生】 ～福祉の体験～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心を育てる ・気づき、発見 	<p>【中学生】 ～福祉の理解～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動目的を意識する ・地域の一員として自覚 	<p>【高校生】 ～福祉の実践～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的な活動展開 ・社会とのつながり 	<p>【大人】 ～課題の解決～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な活動実施 ・地域づくりを目的とした活動実践
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある人と一緒に行事に参加 ・車いす体験や手話等の福祉実践教室への参加 ・親子防災教室への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア奉仕団への参加 ・地域活動に貢献 ・福祉施設やサロンでの体験学習への参加 ・防災訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ココボラ活動の企画、実践 ・大人と関わり福祉活動できる場への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加 ・地域の情報発信 ・後任の育成
			
<p>車いすの使い方を学習</p>	<p>赤い羽根共同の募金</p>	<p>福祉展での活動</p>	<p>庭木の伐採</p>

*11 福祉体験：社会福祉に対する理解と参加を促進するため、市内の社会福祉施設やボランティア団体の協力のもとに、障がい者スポーツを通じた交流やボランティア活動の体験学習などを実施

② ボランティア勉強会の継続 <社協>

高齢者や障がい者などのテーマ別で実施している勉強会については、福祉の各制度の改正や地域課題を踏まえ、ボランティア活動の意義や必要性について理解を深めるとともに、活動を続けていくためのモチベーションを高めるよう支援を行います。

③ 誰もが参加できる地域福祉活動の推進 <市・社協>

地域では、さまざまな地域福祉活動が実施されていますが、中にはグループに所属しなければならない、参加回数等に縛りがあるなどの課題があるのが現状です。

そこで、今ある活動や人材を大切にし、そのうえで、地域住民の関心が高く、住民自らが参加できる活動の展開や運営の支援を地域支え合い推進員が行います。

また、地域住民が、それぞれの関心ごとや意向により、ボランティア活動に参加しやすくなるよう、社会福祉協議会ボランティアセンターのコーディネート機能の充実を図ります。

さらには、福祉活動を体験し、自分にできることを学んでいただけるよう、施設等における活動などに対するポイント制度を導入していきます。

④ 福祉人材の育成（福祉講座の充実） <市・社協>

さまざまな人に関心を持ってもらい、活動に参加してもらえるようにするため、地域に出向き福祉講座（出前講座）を実施します。また、各種イベント時のミニ講座や生涯学習の一環として講座開催するなど、関係機関や団体と連携を図り、幅広く展開していきます。

本市には、12,621人（平成27年度末現在）の認知症サポーターがおり、より深く認知症について学び、地域福祉活動への機運を高めるため、関係機関と連携し、認知症サポーターステップアップ講座を開催するとともに、健康寿命を伸ばし、いつまでも元気で活躍できる長寿社会を目指し、誰もが参加しやすい介護予防事業を通して、介護予防を推進するための担い手として介護予防リーダー養成研修の受講を支援するなど、担い手づくりを推進します。

指標	現状値 (H28)	目標値・めざす方向 (H33)
福祉体験参加者数	81人	140人
小学校における実践教室実施校	14校	16校
ボランティア勉強会参加者数	222人	270人
ボランティア登録団体数	106団体	116団体
活動件数	6,362件	7,000件
認知症サポーター数	12,621人	24,000人
介護予防リーダー養成研修受講者数	20人	80人

地域福祉計画の基本目標 2 では、地域福祉のネットワークづくりが盛り込まれています。

本市の各地域では、人口構成や居住形態など、地域によって特性が大きく異なります。そのため、それぞれの地域において、その地域にあった地域づくりを行うことが重要となっています。

市と社会福祉協議会では、地域に働きかけを行い、これまで、『ふくし座談会』を開催してきました。その手法としては、自治会（区）を単位とし、具体的な活動につなげていくことを目的としたものと、小学校区を単位とし、各種団体や地域住民のネットワークの必要性を意識することを目的としたものがあります。

今後、ますます少子・高齢化が進行することにより、地域課題が複雑・多様化するなか、地域の支え合い・助け合いが大変重要になってきます。一方で、隣近所など地域の結びつきが希薄化し、地域福祉活動の担い手も高齢となっており、これまでの活動を維持し、発展させていくことが難しくなっています。

こうしたことから、この『ふくし座談会』参加者を中心に小学校区単位のネットワークをつくり、「ご近所福祉ネットワーク」を展開し、今後の本市の地域福祉活動の核となるような仕組みづくりを推進していきます。

地域（住民）は、

- ・自分たちの地域の実情について知ること
- ・地域福祉の推進に向けて、協力しながら取組むこと

などが大切であると感じており、それぞれの地域で、これらの実現に向けて話し合うなかで、自ら決定していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会は、

- ・『ふくし座談会』の開催を支援します
- ・地域住民や各種団体、福祉関係事業者等と連携し、地域資源を洗い出すとともに、適切な情報提供を行います

などを通して、地域課題の解決に向けた地域福祉活動の推進やご近所福祉ネットワークの構築の支援を行います。

市は、

- ・地域の支え合いに必要な情報を適切に提供します
- ・社会福祉協議会と協力して、『ふくし座談会』の開催を支援します

などを行い、地域住民や関係者、社会福祉協議会と協力して、ご近所福祉ネットワークの構築に向けた支援を行います。

⑤ 各地域でのニーズ発掘・課題共有の場の設定 <市・社協>

小学校区等を単位とした『ふくし座談会』を通じて、それぞれの地域のニーズや課題、そして今後の地域の在り方を話し合い、課題の解決に向けた具体的な取り組みにつなげていけるように関係機関や団体等と連携を図りながら支援を行います。

『ふくし座談会』には、できるだけ多くの人に参加し、地域について考えていただけるよう、開催テーマや方法について、地域住民と話し合っ進めていきます。

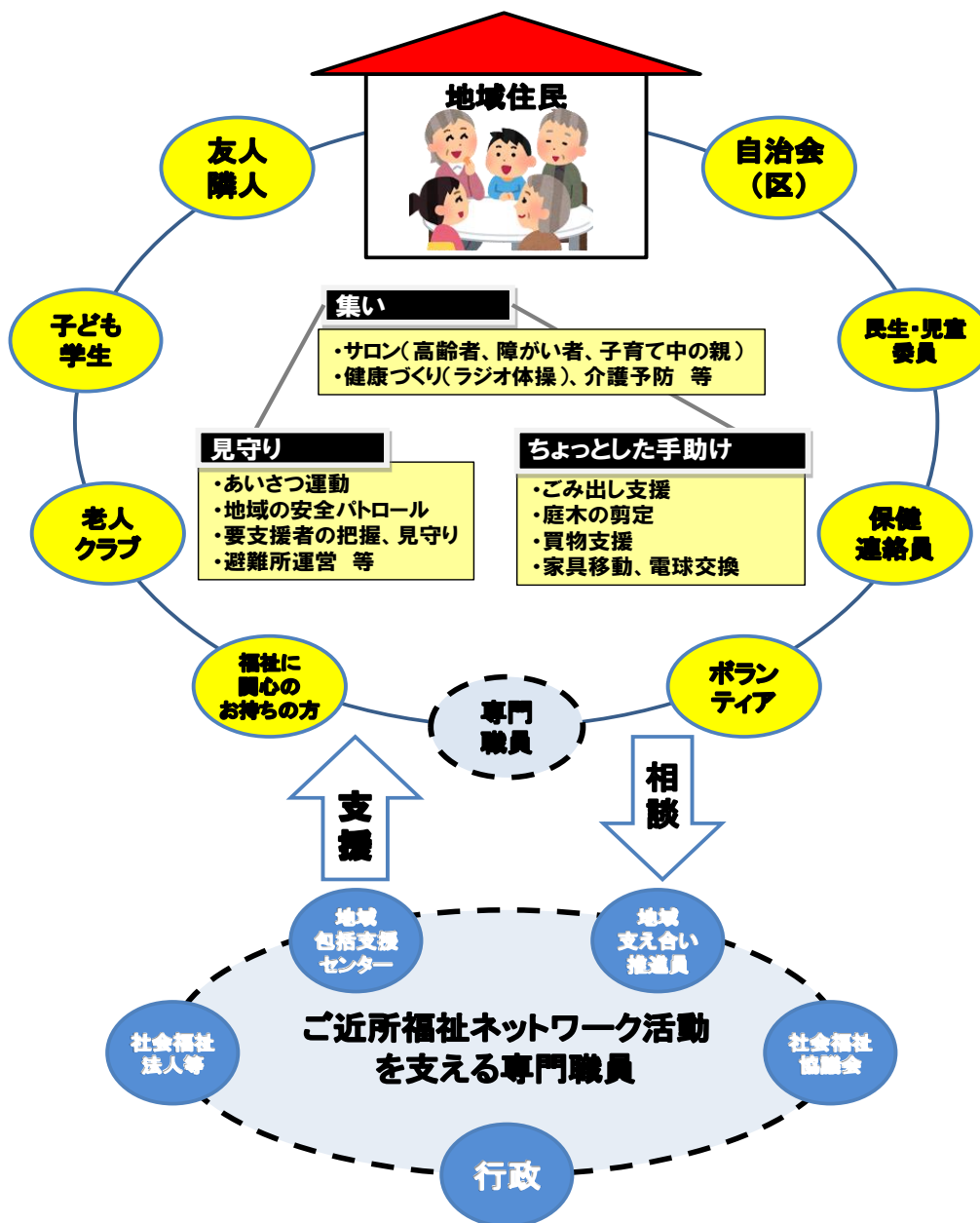
そして、『ふくし座談会』の参加者を中心に、「ご近所福祉ネットワーク」を構築し、さまざまな資源や情報を共有し、地域福祉活動の充実を図ります。

⑥ 地域福祉に関する適切な情報提供 <市・社協>

地域福祉活動に必要な資料や地域資源の情報について、適切に提供します。

地域住民や関係者が情報や地域資源を共有することにより、活動の協力・連携体制が確立できるよう地域支え合い推進員がコーディネートします。

ご近所福祉ネットワーク(地域協議会の福祉部会)のイメージ



指標		現状値 (H28)	目標値・めざす方向 (H33)
ふくし座談会実施回数	区単位	20回	60回
	小学校区単位	16回 (1回/校)	32回 (2回/校)
ご近所福祉ネットワーク設立数		0	16小学校区
「地域での福祉活動」への参加度		15.5%	↗

地域福祉計画の基本目標2では、地域福祉のネットワークづくりが盛り込まれています。

各地域においては、その地域資源、ニーズや課題、目指す地域の姿も異なるため、それぞれの地域にあった体制づくりが重要となります。

そのため、地域支え合い推進員が中心となり、地域のさまざまな地域福祉活動を含めた地域資源を集約し、ニーズとのマッチングを行うことで、地域に根ざした支え合い活動を推進することが可能となります。

現在、各地域にあるサロンの中には、将来的に「地域福祉の活動拠点」としての機能を期待できるサロンもあることから、その体制構築に向け、関係機関と連携した支援を行います。

地域（住民）は、

- ・ サロンなど、地域のたまり場の活動を行うこと
- ・ 支援が必要な時に、気軽に声を出せる環境をつくること

などが大切であると感じており、それぞれの地域で、これらの実現に向けて話し合うなかで、自ら決定していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会は、

- ・ 新規サロンの立ち上げ支援や、既存サロンの継続・活性化の支援を行います
- ・ 定期的にサロンを巡回し、参加者及び担い手の相談・支援を行います

など、小地域における地域福祉活動の推進支援を行います。

市は、

- ・ 日常生活圏域ごとに、計画的に地域支え合い推進員を配置します
- ・ 「地域福祉の活動拠点」及び、身近な地域での相談体制の充実に向け、関係団体や関係機関と連携強化に努めます

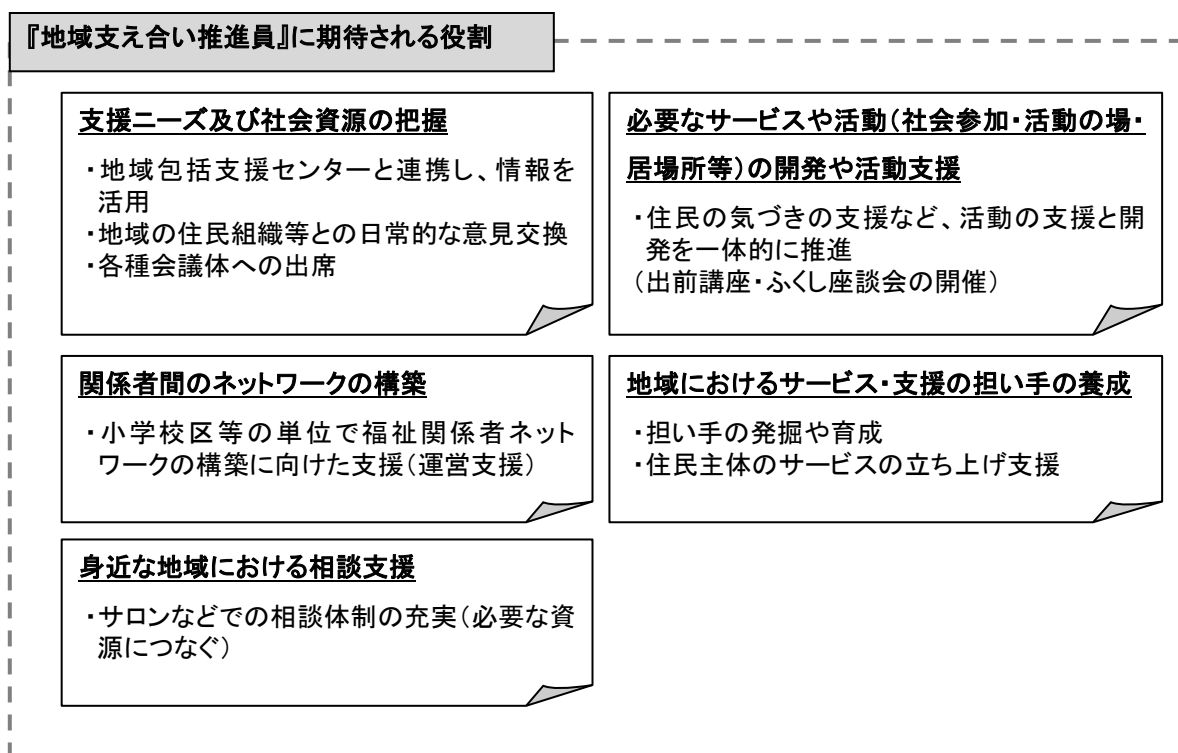
など、地域福祉の推進に向けたネットワークを構築します。

⑦ 総合相談体制の充実 <市・社協>

『地域支え合い推進員』を日常生活圏域ごとに計画的に配置し、相談体制の充実に努めます。

また、将来的には、地域のサロンが、高齢者だけでなく、子どもから大人まで、地域のさまざまな人が気軽に集える場（たまり場）となり、また、地域住民にとって一番身近な相談の場となり、地域福祉の活動拠点となるよう市や関係機関と連携し、専門職員の派遣などの支援を行います。

また、地域には民生委員・児童委員といった、身近な地域の相談者がいますが、相談者としての役割以外にもさまざまな活動が期待されています。この民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりのためにも、サロンをはじめとする地域福祉の担い手や関係機関の連携強化のため、『地域支え合い推進員』が地域福祉活動などを支援することで相談体制を充実していきます。



指標	現状値 (H28)	目標値・めざす方向 (H33)
地域支え合い推進員設置数	2人	6人
専門職のサロン巡回相談回数	49回	216回
民生委員・児童委員の相談件数	4,608件	5,000件

地域福祉計画の基本目標3では、地域福祉の活動づくりが盛り込まれています。

誰もが住み慣れた地域で生活続けるには、公的なサービスだけでなく、日常生活におけるお互いの支え合いが重要です。

また、地域にはさまざまな支援が必要な人が暮らしています。

集いの場に来れる人は集いの場において見守る。集いの場に来れない人には、出向いて見守り、出向いた先での“気づき”を経て、ちょっとした手助けを行うなど、生活しづらい人を地域から失くすよう支援します。

地域（住民）は、

- ・地域の集いの場に、参加すること
- ・さまざまな形で見守り、変化に気を配り、必要な場合は連絡、通報すること

などが大切であると感じており、それぞれの地域で、これらの実現に向けて話し合うなかで、自ら決定していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会は、

- ・市民活動団体、福祉関係事業者と連携し、集いの場の増設、機能強化に向けた支援を行います。
- ・多くの人に関われる見守り体制の普及啓発や活動支援を行います。
- ・専門的な知識が必要な場合は、講座や勉強会を開催します

などを通して、地域におけるさまざまな形による見守りの活動支援を行います。

市は、

- ・地域福祉活動が活性化するよう支援を行います。
- ・緊急時には必要に応じて適宜対応します。
- ・住民参加型サービスの構築に向けた、支援のあり方の検討を行います。

など、地域見守り体制の充実に向けた支援を行います。

⑧【集う見守り】居場所づくりによる見守りの充実 <市・社協>

サロンなど、居場所づくりを進め、地域の人にとって集いの場となり、『集う見守り』ができるよう、支援を行います。

活動を進めるなかで、新たなニーズも生まれてくることから、『地域支え合い推進員』が、定期的な専門職員の派遣を調整します。また、地域の状況に応じて、福祉関係事業者等とも連携を図り、集いの場が「地域福祉の活動拠点」としての機能を合わせ持つ場となるよう、支援を行います。

⑨【出向く見守り】住民主体の訪問活動による見守りの充実 <市・社協>

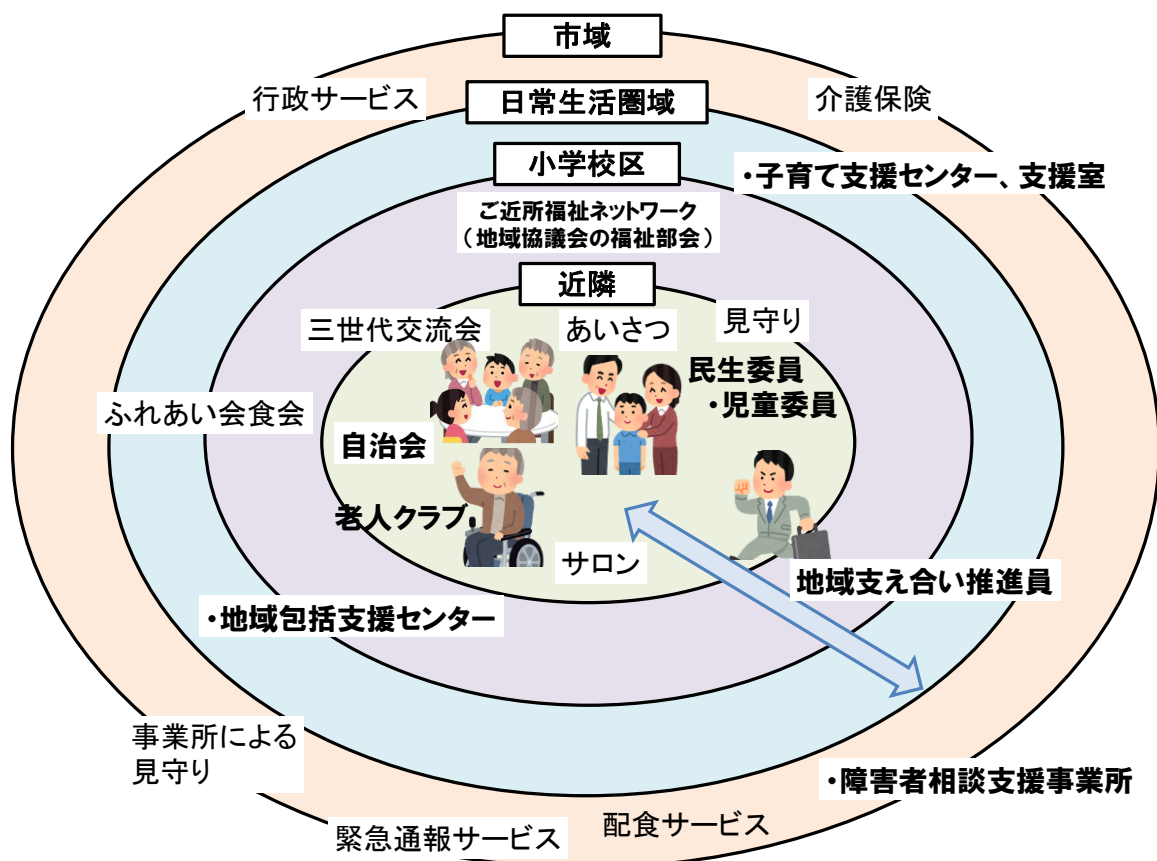
『集う見守り』では対応できない人などを中心に、地域住民による訪問活動『出向く見守り』の充実を図ります。

『出向く見守り』は、訪問や日常の声掛けだけでなく、散歩のついでに電気がついているか確認したり、防犯パトロール時、新聞がたまっていないかを確認するなど、負担のない範囲で、多くの人実践できる、見守りを地域で実施されるよう推進します。

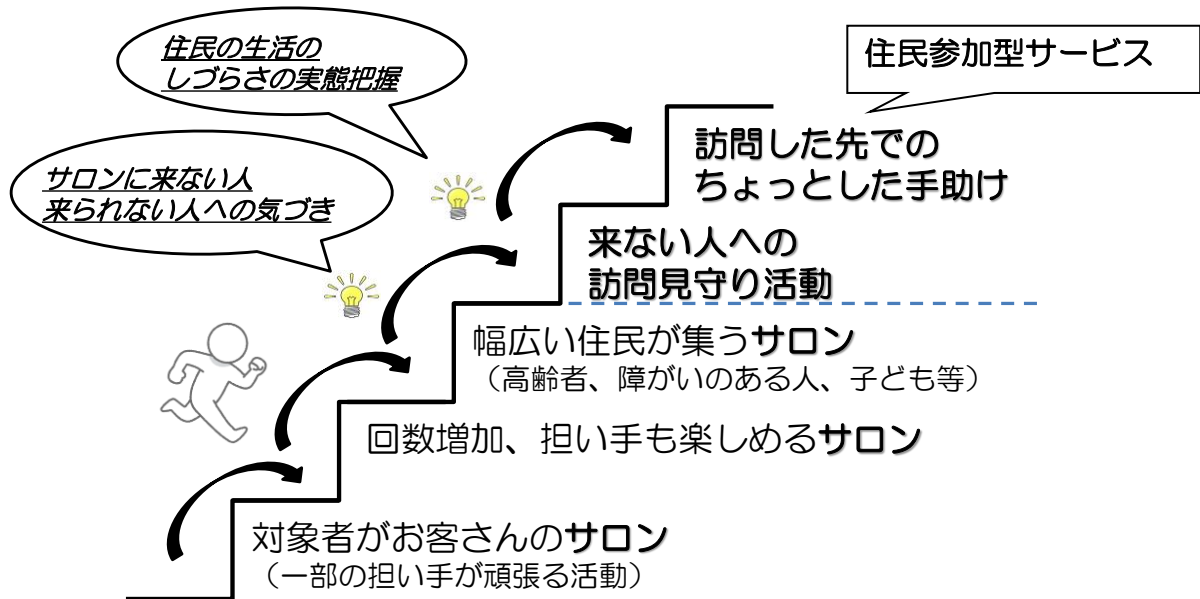
このような日常的な見守りを続けることで、顔の見える関係を持ち、災害などの緊急時の支援のためにも、『集う見守り』・『出向く見守り』が進むよう支援を行います。

また、公的なサービスでは対応しきれない、いわゆる制度の狭間で生活のしづらさを感じている人に柔軟な対応ができるよう、住民参加型のサービスの構築に向け、地域住民とともに検討を行います。

地域見守りのイメージ



集いの場（サロン）からの発展イメージ



サロン＝地域の福祉活動拠点イメージ



誰もが集える場



困りごとを相談できる



健康づくり

趣味等を通じた仲間づくり

その他、期待する機能

- ・支え合い・助け合い活動の拠点
- ・専門職の派遣
- ・移動販売等による買物支援 等々

※実施等に向けては、市・社協、専門機関が支援

※すべてのサロンが、全ての機能を持つのではなく、地域の実状に応じて展開されることを期待している。

指標	現状値 (H28)	目標値・めざす方向 (H33)
ふれあい・いきいきサロン数	49 箇所	70 箇所
市・社協が把握している住民主体の居場所数 (ふれあい・いきいきサロンを除く)	6 箇所	32 箇所
地域見守り活動を実施している団体数	85 団体	90 団体
見守り協定を締結した事業者数 (事業者)	82 事業所	100 事業所

地域福祉計画の基本目標3では、地域福祉の活動づくりが盛り込まれています。

近年各地で発生している、自然災害を目の当たりにして、災害時への備えと住民同士の助け合いの大切さへの関心が高くなっています。また、中学生や市民の地域福祉に関する意識調査では、防災や災害時でのボランティアに対する意識が高いことがうかがえます。

災害時などにおいては、住民の支え合い・助け合いへの期待が大きくなっています。

緊急時の行動は、日常的な行動の延長にあることを認識し、日ごろから取組むことで、よりスムーズな支援等が可能となります。

地域住民、関係団体、市の連携を強化し、身近な地域での日頃からの見守り体制や災害時の支援体制の構築を推進していきます。

地域（住民）は、

- ・非常持ち出し品の準備や家具固定など災害時に向けて備えること
- ・日頃から地域の避難所や危険な場所を確認し、家族で話し合うこと
- ・地域で災害時に支援が必要な人について、情報の共有をすること
- ・市から配布された避難行動要支援者台帳を活用し、災害時に備えること

などが大切であると感じており、それぞれの地域で、これらの実現に向けて話し合うなかで、自ら決定していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会は、

- ・自助、互助の具体的な働きかけを行います
- ・関係機関、ボランティア団体等と連携し、要支援者に関する情報提供を行います

など、身近な地域での日頃からの見守り体制や災害時の支援活動を支援します。

市は、

- ・避難行動要支援者台帳への登録が進むよう、周知等を行います
- ・防災訓練等の開催支援を行います
- ・避難行動要支援者に対して、適切に避難情報の提供を行います。

など、防災、減災への自助、互助の取組みが行われるよう、普及啓発するとともに、関係機関と連携し、災害時の支援体制づくりを推進します。

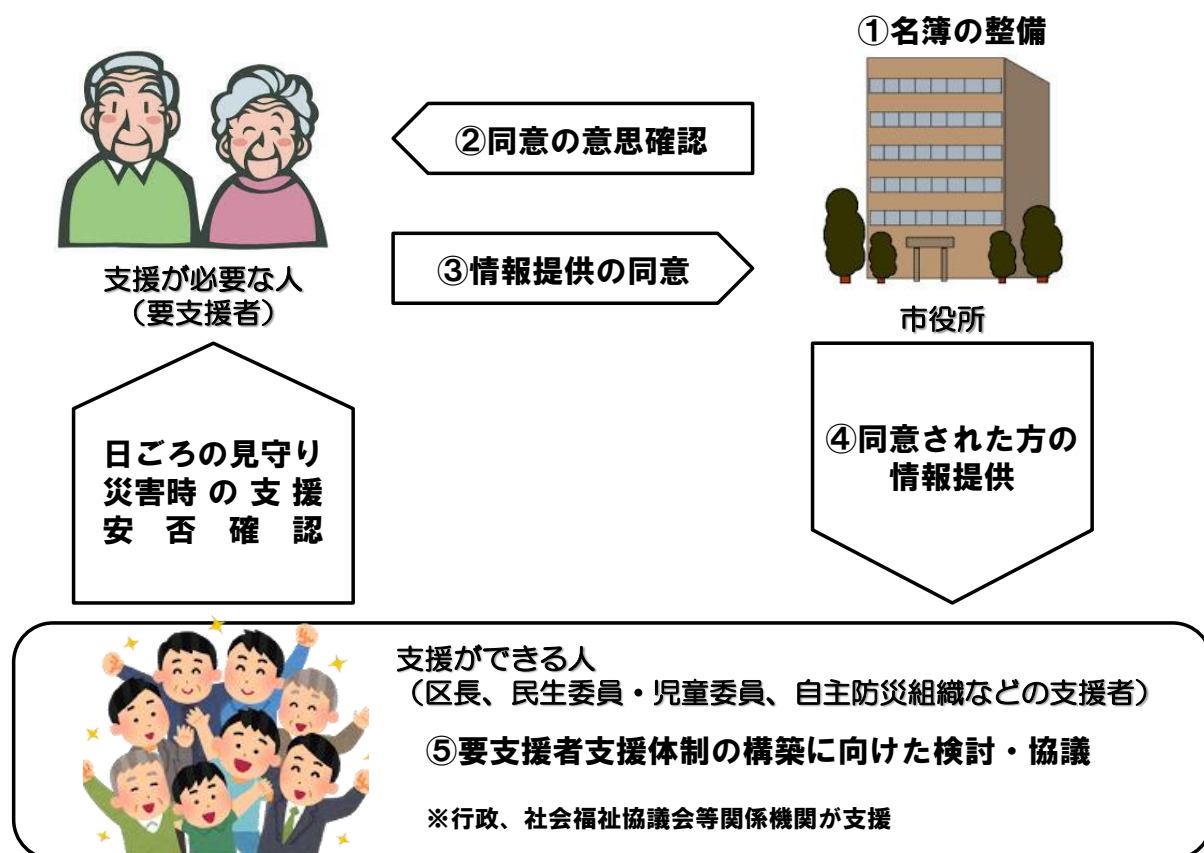
⑩ 避難行動要支援者などに対する情報伝達・活動支援 <市・社協>

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられました。また、この名簿の中で、地域の支援者に情報提供を行う事に同意した人の台帳（避難行動要支援者台帳）を作成しています。適正な取り扱いのもとで市から地域の支援者に提供された台帳の情報をもとに、地域住民が主体となって、日々の見守りを含めて、災害時に身近な者同士がお互いに支え合い・助け合える体制づくりの支援を行います。

特に認知症の高齢者や障がい者（児）は、それぞれの特性に応じた対応が必要であるため、地域の人たちにその特性について学ぶ機会を提供し、それぞれの特性に応じた災害時の情報伝達や対応方法の確認を進めます。

また、さまざまな人が、自助（日ごろの備え）や互助（隣近所の声かけ・助け合い）を確認し、災害時への対応について考える機会となる防災訓練などの開催支援を行います。防災訓練等と合わせて、災害時に避難所等で積極的に活動してもらえるよう、必要な知識や想定される活動などを地域住民と話し合いながらマニュアルなどにまとめていく支援を行います。

避難行動要支援者支援制度のしくみ



指標	現状値 (H28)	目標値・めざす方向 (H33)
災害時避難行動要支援者台帳登録者数 登録率	2,344 人 44.4%	3,300 人 60%
小学校区単位での防災訓練実施校数	10 校	16 校
災害の備えをしている市民の割合 (%)	40.9%	↗